

地域福祉計画策定のための タウンミーティングのお願い!

～10年後の野洲市について、一緒に考えてみませんか?～

野洲市のいい
ところは…



10年後の私たちの
のまちは…

最近困っている
ことがあって…

私の役割・活躍で
きることは…

現在、野洲市では第3期野洲市地域福祉計画の策定を進めています。

地域福祉計画で考える「福祉」の範囲は「**15**だんのくらしのしあわせ」というように、市民のみなさん全員に関係する範囲として捉えて考える計画です。そのため、みなさんのご意見を計画に反映させるため、みなさんからのご意見をたくさん集めたいと考えています。

各団体やクラブなど、みなさんが集まる会議や集会等のお時間を少し頂戴して、地域福祉計画についてタウンミーティングを開催していただくことはできないか、ご協力いただける団体等を探しています。

タウンミーティングと言っても、何か特別な準備が必要なものではなく、10年後の野洲市についてみんなでお話しをしてもらえればと考えています。

お手数をおかけしますが、ご協力いただける団体等のみなさまは下記の連絡先までお知らせいただきますよう、よろしくお願いいたします。

※30分～60分程度で考えています。必要物品等は全て持参します。

タウンミーティングテーマ 社会の4つの窓

①野洲市のいいところは?

③10年後の野洲市は
どうなっていてほしい?

②生活している中で
困ったことは?

④10年後の野洲市の
ために私ができることは?



<連絡・問合せ先>

野洲市役所 健康福祉部社会福祉課 地域福祉担当
〒520-2395 野洲市小篠原2100番地1
電話：077-587-6024 Fax：077-586-2177
メール：syakai@city.yasu.lg.jp

野洲市第3期地域福祉計画？

社会福祉法第107条に位置づけられている市町村地域福祉計画について、社会福祉課において第3期地域福祉計画の策定を進めています。

地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、**地域生活課題**を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

第1期は平成19年～平成25年、第2期は平成26年～令和2年をそれぞれの期間とし、今回、令和3年からの第3期計画を検討しています。



(※)地域生活課題とは・・・

「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」

10年後の野洲市を見据えて、みなさんと
「おたがいさま」と「少しのおせっかい」
をどうやって広げていくかを考える計画です。

タウンミーティングテーマ 社会の4つの窓

①野洲市の
いいところは？

③10年後の野洲市は
どうなっていて
ほしい？

②生活している中で
困ったことは？

④10年後の野洲市の
ために私ができる
ことは？

<タウンミーティングの手順>

- ・ 小グループ3～5名程度に分かれます
- ・ 1人4枚の付箋を配ります
- ・ ①から順に各テーマについて話し合います
- ・ その際、1テーマ1人1意見を付箋に記入し貼付けます
- ・ グループ発表等を行います

野洲市ホームページでもご意見をお寄せいただけます！
まずはホームページをチェック！



第3期野洲市地域福祉計画

検索

